

平成23年6月宮崎県定例県議会  
防災対策特別委員会会議録

平成23年6月27日

場 所 第5委員会室

平成23年6月27日(月曜日)

委員 前屋敷 恵 美

午前9時59分開会

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

会議に付した案件

説明のために出席した者

○概要説明

総務部

総務部

総務部長 稲用 博 美

1. 宮崎県地震減災計画に係る具体的取組目標と実績について

総務部次長 堀野 誠  
(総務・職員担当)

2. 東日本大震災を踏まえた本県の防災対策に係る現状と課題について

県参事兼総務部次長 岡田 英 治  
(財務・市町村担当)

3. 平成23年度防災対策に係る事業について

危機管理局長 甲斐 睦 教

県土整備部

総務課長 柳田 俊 治

1. 建築物の耐震化への取組について

危機管理課長 金井 嘉 郁

教育委員会

消防保安課長 山之内 点

1. 公立学校施設の耐震化の状況

県土整備部

2. 学校における防災教育の実施状況

建築住宅課長 伊藤 信 繁

教育委員会

○協議事項

参事兼財務福利課長 福永 展 幸

1. 県内調査について

学校政策課長 長濱 美津哉

2. 次回からの委員会について

学校支援監 中野 通 彦

3. その他

特別支援教育室長 武富 志 郎

出席委員(12人)

事務局職員出席者

委員 長 井本 英 雄

政策調査課主査 松崎 勝 一

副委員 長 丸山 裕次郎

議事課主査 関谷 幸 二

委員 坂口 博 美

委員 中村 幸 一

委員 中野 一 則

委員 山下 博 三

委員 右松 隆 央

委員 徳重 忠 夫

委員 渡辺 創

委員 高橋 透

委員 河野 哲 也

○井本委員長 それでは、ただいまから防災対策特別委員会を開会いたします。

本日の委員会の日程についてであります、お手元に配付の日程(案)をごらんください。

まず、執行部の概要説明ですが、本日は総務部、県土整備部、教育委員会より、前回の要求資料を初め、東日本大震災を踏まえた本県防災対策の現状や課題等について、説明を受けたい

と思います。

次に、4の協議事項であります。今後予定しております県内調査などについて、御協議いただきたいと思っております。

以上のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○井本委員長** それでは、そのように決定します。

では、執行部入室のため暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

---

午前10時2分再開

**○井本委員長** 委員会を再開いたします。

本日は、先般の東日本大震災を踏まえ、本県の防災対策の課題等を体系的に調査するため、総務部を主体とした3部局においていただきました。

初めての部局もございますが、時間の制約上、委員紹介はお手元にある配席表の配付にかえさせていただきますと思います。

また、職員の皆様の配席表も各委員に配付しておりますので、ともに御参照ください。

それでは、概要説明をよろしく願いいたします。

**○稲用総務部長** 総務部長の稲用でございます。

今回の説明事項につきましては、お手元の資料の1から3のとおりでございます。関係部局が、総務部、県土整備部、教育委員会でありまして、総務部以外の関係課から、建築住宅課長、財務福利課長、学校政策課長、特別支援教育室長、学校支援監が出席しております。

説明事項につきましては、それぞれ担当課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

私のほうからは以上でございます。

**○金井危機管理課長** 危機管理課から、1点目が「宮崎県地震減災計画に係る具体的取組目標と実績（進捗状況）」でございます。2点目が「東日本大震災を踏まえた本県の防災対策に係る現状と課題」、3点目が「平成23年度防災対策に係る事業」、以上3項目を説明させていただきます。

お手元の資料1、右上のほうに資料1と書いておりますが、これの防災対策特別委員会資料の1ページをごらんください。

まず、「宮崎県地震減災計画に係る具体的取組目標と実績（進捗状況）」について説明いたします。

この計画は、宮崎県地域防災計画に基づき、地震災害の減災目標や、そのために県を初めとする関係者が取り組むべき施策をまとめたもので、県地域防災計画の行動計画として位置づけられているものです。この計画は、国の地震防災戦略の目標達成年次が10年となっていることを踏まえまして、平成18年度から27年度までの10年間を計画期間としており、現在5年を経過し、半分が経過したところであります。減災目標の数値などにつきましては、第1回特別委員会において説明させていただいておりますので、本日は、その具体的な取組目標と進捗状況について説明させていただきます。

半分から上・下にありまして、減災目標を達成するために、このページにありますとおり、1番に「県民一人ひとりが取り組む自助・共助の充実・拡大」のための「県民防災力の向上」、2としまして「住宅、その他の建築物内での被害の軽減」のための「住宅・建築物の耐震化、居住空間内の安全確保」、3点目が「安全で安心できるまちづくり」のための「外部空間における安全確保対策の充実」、4点目が「津波に

よる人的被害の軽減」のための「津波対策の推進」、5つ目が「1人でも多くの生命を救う」ための「被災者の救助・救命対策」、6つ目が「防災対策の中核となる公助の充実・強化」のための「県、市町村の防災体制の充実」など、県が取り組むべき施策を対象分野ごとに取りまとめているところでもあります。

2ページをごらんください。

ただいま説明いたしました県が取り組むべき施策の進捗状況をまとめたものでございます。

申しわけありませんが、A3両面印刷しており、見づらい面もありますが、御了承いただきたいと思っております。

この一覧表の上段をごらんください。左から、施策、分野、具体的な取組内容の項目がありますが、さきに説明しました県が取り組むべき施策を下段のほうには列挙させていただいております。次に、上段の各取組項目別の数値目標を示しており、その次が目標の達成時期を示させていただいております。その次に進捗状況を、初年度でございます平成18年度から平成22年度までの5年間の推移を記載した上で、5年間の累計を記載させていただいているものであります。さらに、一番右側には、それぞれの分野別の担当部局を記載させていただいております。

例示を説明いたしますと、一番上、「県民防災力の向上」施策でございますが、「県民の防災意識の啓発」分野の中で、「地震に関するセミナー、講演会の開催」につきましては、防災関係者などを対象として、年3回の開催を数値目標としていましたが、平成18年、19年度は年2回の開催、20年、21年度は年間1回、22年度は開催されておらず、担当部局は危機管理局となります。なお、平成22年度は、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、新燃岳噴火により開催できません

でしたので、今年度以降はこの数値目標達成のために検討が必要かと考えております。また、2段目の「県民防災教室の開催」につきましては、小中学生、自治会などの任意グループを対象に、年間20回約1,000人を数値目標としておりますが、平成18年度は21回1,400名、平成19年度48回3,200名、平成20年度60回4,146名、21年度98回7,082名、22年度55回4,267名と、年々増加傾向にありまして、これは県民の防災意識が向上しているものと考えているところでございます。

各項目をここで説明しておりますと時間がございませんので、取組内容の主なものについて説明させていただきます。

2ページにおける良好に推移している事項につきましては、上から4段目の「自主防災組織等への防災士、防災リーダーの派遣」、これにつきましては、防災士の育成に比例しまして年々増加しており、今後もその効果が期待されることとあります。中段でございます分野別の「自主防災組織の充実」の中で、「自主防災組織のリーダー育成」「防災士の育成」「防災資機材の整備支援」、これにつきましても、数値目標を既に達成あるいはほぼ達成状態にありますので、今後はさらに高い目標値を設定することも検討しているところでございます。

また、逆に、このページの中で今後さらに努力が必要な項目につきまして説明します。中ほどでございます「自主防災組織の組織率」が、平成27年度末に80%を目標としているところでありますが、平成21年度末現在63.5%と、ややおこなっている状況にあります。県民の生命を守るためには、自助・共助が必須であり、その基本であります自主防災組織の育成が当面の大きな課題ととらえ、最重点項目として推進しているところであります。

次に、下から7段目でございます「災害時要援護者避難支援プランの策定」につきましては、26市町村中18市町村が作成したようになっておりますが、これにつきましては、基本計画を作成しておる市町村数でございます、うち要援護者の具体的な避難計画まで策定されている市町村は5市町となっております。この点につきましても、早期に個別計画の策定までの助言が必要かと考えております。なお、関係市町村への聞き取りの結果、全市町村とも本年度、平成23年度末をめどに計画を作成中とも伺っております。

次に、下から4段目の「企業防災の促進」分野における「事業継続計画」、いわゆるBCPにつきましては、100企業を対象として計画されているところ、過去5年間の累計がゼロ件となっているところでもあります。言いわけになってしまいますが、企業における事業継続計画につきましては、平成21年度にBCP関係の企業防災セミナーを開催し、22年度を重点に推進する計画のところで、口蹄疫等のため中断してしまいましたので、平成23年度に再度計画の推進を進めたいと考えているところであります。

また、県庁におけるところの事業継続計画、この表にはございませんけれども、平成21年度に事業継続することが必要な事業を選定し、22年度から県庁におけるBCPを計画するところでありましたが、さきの口蹄疫の対応等により、本年度から再度推進する計画を立てているところであります。中でも、先日の議会に提出いたしました「みやざき行財政改革プラン（案）」の中にも業務継続計画の検討・整備項目を掲げまして、県庁一体となって推進する計画を示したところであります。

次に、その裏の3ページをごらんください。

このページにおける良好に推移している項目につきましては、下から10段目ぐらいのところにあります「宮崎県防災・防犯メールへの加入促進」でございます。数値目標を2万人としておりましたが、平成22年末には2万264人と既に達成しているところでありますが、防災情報の速報的なシステムでございますので、さらに加入者の増加が望まれるところであります。

また、このページ内で今後さらに努力が必要な項目につきましては、その2つ下段でございます「津波ハザードマップの作成」についてであります。作成が必要な市町は沿岸10市町であり、22年度末には9市町が作成済みであり、残り1町でありましたが、本年度当初に作成が完了しており、現在では10市町すべてが作成済みとなったところであります。しかし、東日本大震災を踏まえまして、津波被害の想定の見直しが不可欠な状態にあり、今後、早期にハザードマップの見直しが求められているところでもあります。

次に、その3つ上段でございます「地域防災協議会の設置」についてであります。減災計画作成時には、既に沿岸6市町で協議会が設置されておりましたが、残る4市町では現在も未設置でありますことから、今後、早期に津波に対する対策として、漁港、工業港、また住民、関係機関が一体となった協議会の設置に向けた指導・助言が必要かと考えております。

そのほか、各施策の中で、「学校における防災教育の推進」「住宅・建築物の耐震化」「外部空間における安全確保対策の充実」「被災者の救助・救命対策」につきましては、関係部局におきまして計画的に推進されているところとお聞きしておりますが、数値目標に達していない項目も複数ございますので、早期に検討を行ってま

いりたいと考えております。

また、2ページに記載しております「教職員を対象とした防災研修会の実施」というのがございます。上から6段目でございますけれども、これにつきましては、東日本大震災の教訓を踏まえますと、子供の安全を確保する上では最も重要な課題でございます。現在の数値目標が適正であるかといった指摘もございます。

以上、主要な項目につきまして報告させていただきましたが、今後は東日本大震災の教訓等を踏まえつつ、実効ある減災計画に努めてまいりたいと考えております。

次に、「東日本大震災を踏まえた本県の防災対策に係る現状と課題」について説明いたします。

4ページをごらんください。

(1)の防災拠点となる公共施設等の耐震化進捗状況でございます。

防災拠点となる公共施設等とは、災害応急対策を実施するために必要な公共用の建物などで、一定要件以上の建築物、県庁庁舎、警察本部、社会福祉施設、診療施設などのほか、避難場所に指定しております学校、公民館、体育館などがございます。

本県は、防災拠点となる公共施設として2,011棟がございますが、うち新しい耐震基準が定められた昭和57年以降に建設されたものが913、改修の必要がないとされた施設が360、平成21年度末までに改修済みとされた施設が207、これらを合わせますと1,480棟となり、対象中73.6%が耐震基準に適合していることになり、全国では12番目、九州では沖縄に次いで2番目となっております。なお、未改修の施設が531棟ございますので、今後もさらに耐震化に向けた対策が必要ではないかと考えております。

5ページをごらんください。

次に、(2)市町村における避難施設の指定状況及び運営マニュアルの整備状況について説明いたします。

指定避難施設になっている学校数は県内で377校ございますが、全体の指定避難施設総数は県内で1,600施設に指定されております。各市町村で個々に指定しているものでございますが、避難所を運営するためのマニュアルを策定している市町村につきましては、聞き取り調査をしましたところ、26市町村中8市町村しか策定していないことがわかっております。

従来、避難場所につきましては、災害が発生し、一時的に避難する場所として活用することしか想定していなかったのでありますが、新燃岳の噴火、土石流からの避難や東日本大震災における長期避難場所の運営に当たりましては、しっかりとした運営マニュアルが不可欠と言えます。今後、市町村と連携してマニュアルの整備に努めますとともに、重要な課題として推進していきたいと考えております。

次に、6ページをごらんください。

(3)の地震災害に対する復旧・復興計画に関する現状等について説明いたします。

宮崎県の地域防災計画では、大きく分けまして、予防対策、応急対策、復旧・復興対策、以上3つの項目を中心に作成されております。大規模の災害であればあるほどダメージも大きく、一日も早くもとの県民生活に帰することは重要な課題であります。

地域防災計画では、まず被災の程度や関係機関の意向などを勘案しつつ、迅速な現状復旧、中長期的な視点に立った計画的復興などに向けまして、基本的な方向性を定めることとしており、例えば被害が比較的軽く局地的な場合におきましては、迅速な現状復旧を原則とし、復旧

が一段落した後、従来どおりの中長期的な災害に強い地域・まちづくりを計画的に推進することとし、被害が広範囲で甚大な場合には、迅速な現状復旧が困難になりますことから、その場合には、災害に強い地域づくりなど、中長期的な課題の解決をもあわせて復興を目指すこととなるのであります。

以下、地域防災計画では、迅速な現状復旧を進め、計画的な復興を進め、さらに被災者の生活再建等の支援、被災中小企業の復興、その他経済復興の支援に向けた計画を詳細に定めているところでございます。

次に、7ページをごらんください。

平成23年度におけるところの防災対策に係る事業について説明させていただきます。

まず、「自主防災組織結成促進・活性化事業」でございます。

大規模災害に対応する初動は地域住民でつくる自主防災組織であり、被害を最小限に抑えるには、初動でいかに有効な防災活動ができるかにかかっております。このため、本県でも自主防災組織の結成及び組織の活性化を重要な課題として取り組んでいるところであります。

事業の中身としまして、新たに結成された自主防災組織や、研修会・防災訓練を実施するなど防災意識の高い組織をモデル組織として位置づけ、このモデル組織に防災資機材整備を実施する市町村に対し補助を実施し、自主防災組織の結成促進・活性化を図ることを目的としております。

事業費は296万7,000円でございます。

次に、8ページをごらんください。

「宮崎県防災士ネットワーク活動支援事業」でございます。

自主防災組織の結成促進・活性化をするに当

たり、一番重要な要素は、その働きかけをする者がその地域の実情をよく知り信頼されていることと認識しております。地域の実情がわかり、地域住民とつながりがあり、防災に関する知識と技能を有した防災士が活躍することにより、自主防災組織の結成・活性化が期待できます。

県では現在、県内各地に防災士を養成しており、その連携組織である「宮崎県防災士ネットワーク」の活動を支援し、自主防災組織率の向上を図ることを目的としています。現在、県内では、238名が指定されているところでございます。

事業費につきましては、120万円でございます。

次に、9ページをごらんください。

「宮崎県地震防災戦略策定事業」でございます。

東日本大震災での地震・津波による未曾有の被害の状況を踏まえ、これまでに作成していた東南海・南海地震や日向灘地震による地震・津波による被害想定、減災計画を見直すことにより、本県の防災対策の強化、防災力の向上を図るものでございます。

なお、この事業は、現在、国の中央防災会議で検討が進められております東南海・南海地震などの連動を想定した大規模海溝型地震に関する検討結果を踏まえる必要がありますことから、平成24年度にかけて取り組んでまいります。

事業費につきましては、平成23年度から24年度の継続事業となりますことから、23年度が2,854万1,000円、平成24年度につきましては2,874万8,000円の債務負担をお願いしているところであります。

23年度の事業につきまして、私からの説明は以上であります。

○山之内消防保安課長 それでは、続きまして、

消防保安課の平成23年度の事業について御説明を申し上げます。

同じく委員会資料1の10ページをお願いいたします。

「新総合防災情報ネットワーク整備事業」でございます。

まず、1の目的でございますが、総合防災情報ネットワークは、県庁、県出先機関、市町村・消防本部、それから防災機関を、地上系無線と衛星系無線で結んだ通信ネットワークでありまして、電話、ファックスのほか、気象情報、災害情報、映像、雨量、水位、震度などの各種データ伝送に、平常時から利用されているものでございます。特に災害時には、NTT等の公衆回線が途絶しましても、このネットワークを利用しまして、被害状況収集や情報伝達を行い、迅速な災害対策に活用される重要なシステムであります。

このネットワークにつきましては、前回の整備から14年が経過しておりまして、機器の故障頻度が高くなってきていることから、機器の全面的な更新を行い、信頼性の向上、情報通信機能の強化を図ることを目的に、再構築のための実施設計を行うものでございます。

2の事業概要等でございますが、今年度と来年度の継続事業としまして、平成21年度に行いました基本設計をもとに、平成24年度以降の工事発注に必要な詳細設計書を作成するための実施設計を行うものでございます。実施設計後、更新工事に着手しまして、数年のうちに整備を完了したいというふうに考えております。

3の事業費でございますが、実施設計の事業費は、平成23年度から24年度の継続事業として実施することから、平成23年度が1,984万5,000円、平成24年度につきましては4,630万5,000円

の債務負担行為をお願いしておりまして、総額6,615万円でございます。

それから、1枚めくっていただきまして、11ページをお願いいたします。

「地域防災力強化促進事業」でございます。

この事業は、平成7年1月に阪神・淡路大震災を経験しまして、消防に対する住民のニーズや期待にこたえるためには、市町村の消防力を強化する必要があるという考えから、平成8年度に県単補助制度として創設した事業でございます。3年ごとに事業を見直しながら、市町村の行う消防防災施設等の整備に対し助成を行ってきたところでありますが、今回、昨年までの事業内容を一部見直し、名称を「地域防災力強化促進事業」としてお願いするものでございます。

近年、自然災害の大規模化・多発化が危惧される中、地域の防災力を強化するため、1の目的にありますように、消防の常備化の推進、市町村が実施します消防防災力強化のための施設等の整備、それから緊急消防援助隊の体制強化に対する支援を行うものでございます。

2の事業概要等でございますが、市町村が実施いたします3つの事業に対し助成等を行うというものでございます。

まず、(1)消防非常備町村の常備化でございます。現在、県内には7つの非常備町村がございまして、そのうち美郷町と西臼杵の3町が現在、常備化に向けて検討を進めておりまして、この4町が行う消防常備化のための事業に対し助成を行うものであります。昨年度までの3年間につきましては、先進地視察のための旅費などが中心でございましたが、今後は、常備化のための調査委託、住民説明会など、常備化に向けた具体的な取り組みに対しまして助成を行い

たいというふうに考えております。

(2) 消防防災力の強化であります。これまでと同じように、市町村が行う消防資機材の購入、耐震性貯水槽の設置などの事業に対しまして助成を行うものであります。

(3) 緊急消防援助隊の体制強化につきましては、東日本大震災に出動しまして記憶に新しいところでございますけれども、本県の緊急消防援助隊が災害現場で十分にその機能を発揮できますよう、資機材の整備や訓練の実施による体制強化を図るものでございます。

次に、(4) の補助率でありますけれども、消防非常備町村の常備化につきましては、定額の80万円以内、そのほかの2事業につきましては、市町村の財政力指数に応じまして、3分の1以内もしくは4分の1以内をしたいと考えております。

3にございますように、事業費は2,352万円であります。

説明は以上でございます。

○金井危機管理課長 危機管理課でございます。

その他といたしまして、先日、第1回特別委員会において御指摘いただきました項目のうち、2項目について説明させていただきます。資料は準備しておりませんので、短く口頭で説明させていただきます。申しわけございません。

1点目は、県職員の自治会、自主防災組織への加入状況についてでございます。本件につきましては、現在、関係部局との調整の上、調査を進めているところでございまして、7月の当委員会には報告できるものと考えております。

2点目は、県民への自主防災組織への加入促進のための不動産会社などを通じた新規転入者への啓発活動でございます。第1回の特別委員会での御指摘を踏まえまして、県の宅地建物取

引業協会の事務局と現在、調整を行っているところでございます。具体的には、協会を通じまして、各業者による不動産あっせんなどの際に、自主防災組織への加入と自助・共助の啓発チラシを配布いただくなどの協力をお願いしたいと考えているところでございます。以上でございます。

○伊藤建築住宅課長 建築住宅課であります。

本県の建築物の耐震化への取り組みについて御説明いたします。

お手元の資料2、「宮崎県の建築物の耐震化への取組について」、1ページの宮崎県建築物耐震改修促進計画【概要】をごらんいただきたいと思います。

本県では、平成18年度に建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、表題の促進計画を策定したところであります。なお、本計画は、宮崎県地域防災計画を上位計画としており、市町村における耐震改修促進計画の策定指針となるものでもあります。計画期間は、平成18年から27年度までの10年間としております。

まず、第1章「建築物の耐震化の実施に関する目標設定」であります。1、想定される地震の規模、被害の状況につきましては、宮崎県地域防災計画で想定している地震のうち、被害が大きいと考えられる日向灘南部地震の場合などを列記しております。

2、耐震化の目標設定につきましては、平成27年度末における耐震化率の目標を、住宅、特定建築物ともに90%としております。このうち、県有の特定建築物につきましては、目標を100%としております。

特定建築物につきましては、2ページの一番下にありまして、災害時の拠点となる施設など、多数の方が利用する施設で一定の規模の

ものが法で定められております。例えば小学校で申しますと、2階建て以上で、かつ1,000平米以上のものが該当いたします。

さて、耐震化率の現状であります。これにつきましては、宮崎県地震減災計画における取り組みの進捗状況に記載してあります。戻りまして、資料1の2ページをちょっと見ていただきたいと思うんですけれども、A3の横長のデータになりますけれども、一番下の「住宅・建築物の耐震化」の項目をごらんください。

住宅につきましては、国が5年ごとに行います住宅・土地統計調査に基づく推計値となっておりますけれども、下から3番目の中ほどですが、平成20年度時点で71.9%となっております。

次の県有施設の特定期間建築物につきましては、平成22年度時点で95.2%となっております。

それから、その下の段でありますけれども、民間を含めました特定建築物全体では、同じく平成22年度で88%となっております。

次に、資料2の促進計画の資料に戻っていただきまして、第2章でありますけれども、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策」であります。

1、耐震診断・改修に係る基本的な取り組み方針では、建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者がみずからの問題として取り組むことが不可欠であります。また、県はこうした所有者等に対する耐震性の向上に向けた意識の啓発により取り組むとともに、その取り組みをできる限り支援する観点から、耐震診断や改修が行いやすいような情報の提供や負担軽減のための制度の構築などを基本的な取り組みとしております。

2は、耐震診断・改修の促進を図るための支援策について定めております。木造住宅耐震診

断促進事業につきましては、これまで行ってきました所有者の負担のない耐震診断アドバイザー派遣に加えまして、住宅所有者の耐震診断費用のさらなる負担軽減策として、従来は個人負担を1万5,000円としておりましたけれども、これを6,000円とするなどの改善事業を今回の議会に提案中であります。

3は、安心して耐震改修を行うことができる環境の整備について定め、専門技術者として県の講習会を受けた建築士を宮崎県木造住宅耐震診断士として登録し、県のホームページ等で紹介しているところであります。その他、相談窓口の設置やリフォームに関する情報提供を行うこととしております。

4は、地震時の総合的な安全対策について定め、地震発生時の対応について、二次災害を防止するために、被災建築物応急危険度判定士を養成・登録しております。

次に、5の地震発生時に通行を確保すべき道路の指定でありますけれども、これにつきましては、被災時に建築物の倒壊を予防し、通行を確保する必要があるために、宮崎県地域防災計画に定められました第1次・第2次緊急輸送路を同様に指定しております。

6は、特定優良賃貸住宅の空家の活用について定めておまして、平成17年の9月に発生しました出水災害の際には、被災者用の住宅として活用しておりますし、また、現在は、東日本大震災でも、県外の被災者についても活用しているところであります。

第3章の「啓発及び知識の普及」につきましては、1、ハザードマップの作成・公表ほかについて定めております。一例としましては、県、宮崎市、建築関係団体等で共催します建築物防災展、それから「住まい・る・メッセ」などに

において、相談窓口の設置とかパンフレットの配布などを行っております。

第4章は、「特定建築物の所有者に対する耐震診断又は耐震改修の指導等のあり方」について定めております。

第5章は、「その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項」を定めておりまして、なお、市町村が定める耐震改修促進計画につきましましては、平成22年度までにすべての市町村が策定したところであります。

説明は以上であります。

**○福永財務福利課長** 「公立学校施設の耐震化の状況」についてでございます。

委員会資料の資料3をごらんいただきたいと思います。1ページをお願いいたします。

本県における公立学校施設の耐震化につきましては、計画的に推進しているところでございまして、県立学校及び市町村立学校ともに全国上位となっております。

全国の耐震化の状況につきましては、毎年、文部科学省がデータを公表しているところでございますけれども、今年度につきましては8月になる見込みとなっておりますことから、今回、本県分についてのみ御説明いたします。

公立学校施設の耐震化の状況についてであります。表にありますとおり、県立学校におきましては、対象となる建物の総数、A欄、全棟数657棟に対しまして、B欄、耐震対策済み棟数は602棟でございまして、耐震化率は91.6%となっております。市町村立小中学校におきましては、対象となります建物の総数、A欄、1,722棟に対しまして、B欄、耐震対策済み棟数は1,418棟でございまして、耐震化率は82.3%となっております。以上でございます。

**○長濱学校政策課長** 学校政策課でございます。

資料の次のページ、2ページをお開きください。県教育委員会の対応及び各学校における防災教育等の実施状況について御説明いたします。

まず、1の県教育委員会の対応であります、(1)につきましましては、各学校に対しまして避難場所や避難方法等を確認することや避難訓練を早急に実施することなど、学校における防災体制について緊急点検を行うよう通知しますとともに、(2)にありますように、県教育委員会が作成いたしました「津波災害にともなう安全対策マニュアル作成指針」を、県立学校及び市町村教育委員会等に配付いたしまして、各学校における防災体制を見直す上で参考とするよう指導したところでございます。

(3)につきましましては、各学校における防災体制の整備状況や避難訓練の実施状況等について実態把握を行うための調査を行いました、その結果から洗い出した課題を早急に改善するよう各学校に指導することとしております。

また、(4)につきましましては、毎年実施しております学校安全指導者研修会におきまして、宮崎地方気象台の専門家による講話を行い、教職員の防災教育に関する指導力の向上を図ったところであります。

2の学校における防災教育等の実施状況についてであります、(1)にありますように、各学校では、市町村の防災担当部局等の意見やハザードマップ等を参考に、学校の所在地が津波や土砂崩れなどによる被害が想定されるかについて確認を行うとともに、危機管理マニュアルの見直しを行っております。

次に、(2)の避難訓練の実施についてであります、地震における津波や土砂崩れが想定される学校は、小中高、特別支援学校を合わせまして314校でございまして、津波災害を想定した

避難訓練をすべての学校で6月中に実施する見込みであります。

次に、(3) についてであります。自然災害はいつでも発生し遭遇するとも限らないことから、直接被害のおそれのない学校におきましても、登下校時や遠足等の校外学習時及び自宅において災害が発生した場合の避難方法等についても、県教育委員会が示しました「安全対策マニュアル作成指針」等を参考として指導を行っているところであります。

また、(4) につきましては、日ごろから自助・共助の視点に立ち、学級活動等を通して、児童生徒に危険予知能力、危険回避能力の育成を図りますとともに、道德教育を中心として、自他の生命を尊重する態度の育成に取り組んでいるところであります。

最後に(5) についてであります。災害発生時におきましては、すべての学校が保護者に対して、緊急連絡網やメールの一斉配信等により、情報を伝達する体制を構築しております。また、児童生徒の保護者への確実な引き渡し方法や、児童生徒が帰宅困難で、かつ保護者への連絡がつかない場合は、学校で児童生徒を保護することなどについて、保護者への周知徹底を図られるよう指導してまいりたいと考えております。以上でございます。

**○井本委員長** 執行部の説明が終わりました。委員の皆さんの質疑をどうぞ。

**○右松委員** 中央防災会議の中間報告が出ましたけれども、そこに1,000年に一度の最大級の地震・津波を想定した被害予測を立てていくというふうな話が出ておりますけど、それについての見解を教えてください。

**○金井危機管理課長** 1,000年に一度の地震ということでございますけれども、日向灘地震の場

合につきましては、どの程度かというのが今のところ、7.5を超えたものというのが学者のほうから示されておりませんので、その点につきましては、一応今後の調査並びに検討に入ろうかと思っております。ただ、東南海・南海地震につきましては、過去かなりの地震が起きて、これに対しても宮崎でも被害が起きておる、記録にないところ等もあろうかと思っておりますので、その点を踏まえた1,000年に一度の対応の計画というのが今後進められていくものと認識しております。

**○右松委員** 東日本大震災以降、沿岸部の自治体は、国より先行して想定を見直したり、いろんな形で対策は進んでいるんですが、それについての見解を。

**○金井危機管理課長** 各市町におきましては、独自に進めていただいておりますのが現状と認識しております。例えば、前回の3月11日の避難率というのがかなりの一番のネックというふうに考えておまして、いかに避難していただくか、今できることをどのようにしっかりとるかというのを今市町村で対応していただいております。ただ、津波が10メートル来るのか、15メートル来るのかというのは、根拠がちょっと乏しいところがございますので、その点を踏まえまして、被害のそういう想定につきましては、次回の中央防災会議の結論待ちかとは思っております。ただ、過去、宮崎でも被害がございますし、それを踏まえまして各種対策が進められているものと認識しております。例えば、日向におきましては、避難経路、自宅から避難場所まで逃げるのに、山があつて坂があつて時間がかかる、その場合にどうするのかとか、果たしてその逃げるコースが安全なのかとか、そこらも含めまして、対策を市町村のほうでは独自に進めてい

ただいておるといふふうに考えております。以上です。

**○右松委員** 中央防災会議の結果待ち、非常に認識が甘いと私は思っています。一つ例を挙げますと、津波対策、その自治体が、国、中央防災会議より先行していろんな対策を講じているということの一例としては、大分県の佐伯市米水津地区では、津波の想定の高さを12.48メートルに引き上げています。これは2003年の中央防災会議が想定した津波の高さの2倍の高さになっています。実際に東日本大震災が終わって、その後、一気に進めて、わずか対策の時間が1カ月で、これだけのスピードで一定の結論を出している地域、自治体もあるわけなんですけれども、この東南海・南海地震に関しての中央防災会議の想定規模については、来年の夏に出されるというふうに出ております。ですから、そういった意味では、東南海・南海地震についての宮崎県としての対策は、今の答弁によりますと、来年の夏以降、それから想定していくという考えでしょうか。

**○金井危機管理課長** 来年の夏に出すというのは、ちょっと私たちも認識がなくて、ことしの秋には示されるものというふうに最初認識しておりました。ですから、おくれるということであれば、ある程度先行した対策、被害の規模並びに津波の高さというのを度外視した現実的な計画については、基本的なものを進めていくべきかなというふうには考えております。その点につきましても、今後、市町村と検討していくものと認識しております。

**○右松委員** 地震によってどの時期を想定しているか、東南海・南海地震は来年の夏というふうに伺っておりますので、そのあたりをまたしっかりと検討といたしますか、調べていただければ

と思っております。いずれにしても、やはり沿岸部を抱えていますので、私は中央防災会議はもちろん参考にすべきだと思っておりますけれども、中央防災会議に先んじて、国の予測も当然参考にすべきところは参考にしますが、それに先んじて、宮崎は宮崎で、津波の高さであるとか対策はしっかり講じていくのが当たり前のことだと思っております。いつ発生するかわからない状況だと思っております。それに関連して、中央防災会議で、防波堤等、海岸の保全施設で大型の津波を防ぐのは現実的ではないと、すなわち避難をしてもらうというふうな防災教育もセットで今回進めていくとなっておりますけれども、委員会資料の5ページで、市町村における避難施設の指定状況及び運営マニュアルの整備状況というのがあります。ここで、私は東日本大震災以降は、果たしてその指定避難施設で正しいのかどうか、これは当然見直しが入ってくるんだと思っておりますけれども、この指定避難施設になっている学校、施設についてなんですが、今回、東日本大震災で津波によって浸水した区域、海岸から10キロ、標高30メートルと出ています。この海岸から10キロメートル、標高30メートル以下に当たる避難施設に関しては、調べていらっしゃるのでしょうか。

**○金井危機管理課長** 想定される津波に対しましてのところは把握されておるんですが、30メートルという規模をつくりますと、60万人の方が住んでおる範囲でございますので、かなりのものがありまして、ちょっと今のところ把握していないというのが現状でございます。60万人の方が住まれておる範囲ということであれば、今居住しているところすべてが含まれてしまいますので、そこは今から検討が必要かと思っております。30メートル以下の範囲をすべて避難

場所に不適ということになるのかどうかも含めまして、今後、検討すべきではないかと考えております。

**○右松委員** 例えば、宮崎市で避難施設になっている学校というのは96あります。この96の標高あるいは沿岸部からどれくらいの位置になっているのか、これはまた改めて教えていただきたいんですけども、この避難施設になっている学校における防災・津波対策、特に海岸に位置する小学校、公立の学校も含めてなんですけど、その防災対策はどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

**○中野学校支援監** 今、議員のおっしゃる、例えば宮崎市で申し上げるならば、宮崎港小のほうが新聞報道等でもされましたけれども、大学教授等といわゆる専門家の意見を伺いながら、周りに例えば高い建物がない学校、非常に大きな課題を抱えているところでもあるんですけども、ただ、想定したときに、3階のほうに避難する、それが今最善の方法だというふうな専門家の意見、あるいは沿岸部でも高台にとにかく駆け上がる、避難訓練のあり方等々も変更しながら、危機意識、まず命を守るという意識を持った避難訓練が今のところ実施されている、そういう状況でございます。

**○右松委員** 沿岸部の学校は、特に立地を今さら変えることはできないと思いますので、やはり防災の中でも津波対策はしっかり講じていくべきだと、その中で、一つ参考例として、ピロティーという避難塔、ピロティーというのはフランス語で「くい」という意味だそうです。10メートルぐらいのくいを素通しで何本か建てて、その上に避難塔をつくっているというピロティー、もちろん耐震化したピロティーなど、津波の勢いがそれで軽減できるような構造を持った

避難塔です。これはもちろん学校の子供たちもそうですけれども、近隣住民の人たちの避難場所として、そういったピロティーを設けた避難塔を今後検討していくという考えはないでしょうか。

**○福永財務福利課長** 今、御指摘のあった点につきまして、実は今、初めてお聞きしまして、まだ検討はしておりませんが、学校数で、津波警報で海拔5メートル以内にある県立学校等が7校あります。それから、大津波警報というのが、前提が3メートルから8メートル、それから10メートル以上とあるんでしょうけれども、その警報で定義されている津波の高さを見ますと、10メートル以下が、17校でちょっと低いなというところがございます。こういったところも踏まえまして、今おっしゃったことも検討しながら、市町村と協議をして、避難場所等になっておりますので、指定している市町村、それから市町村教育委員会と連携をとりながら、対応してまいりたいと思っております。

**○右松委員** 最後の質問にさせていただきます。こちらの宮崎県の地震減災計画の取り組みの進捗状況なんですけど、総務政策常任委員会でもちょっと私は質疑をさせていただきました。やはり防災教育がこれから大事になってくる、ソフト面の充実が大事になってくると思うんですが、引率の先生の判断一つで生死が分かれるという現状が今回東日本大震災で起こりました。実際に、小学校、幼稚園では多くの子供たちの命が亡くなりましたけれども、保育園では亡くなった人がいないという結果は、いろんな要因があると思うんですけども、やはり引率の先生が機敏に判断して、避難場所と指定されていた小学校が近くにあるにもかかわらず、高台のほうに子供たちを連れて行ったわけですね。

こういった意味では、非常に防災教育というのは大事だというふうに認識いたしておるんですけども、その点に関しまして、先ほど御説明がありました教職員を対象とした防災研修会の実施なんですけど、年間3回、それに対して実施が1回ということなんですけど、これについてのお考えを。

**○中野学校支援監** 私ども県の教育委員会のほうで実施したのが5月27日、ここで学校安全指導者研修会というのを延岡市のほうで開催いたしまして、もちろん県下一円から先生方等々には来ていただくことになっておるんですけど、その学校安全指導者研修会の中で、これまでは私たちのほうがマニュアルに基づいて説明するというような研修会のスタイルをとっていたんですけど、今回、例えば気象台から専門家に来ていただいて、地震の仕組みなり、あるいは危険というところあたりについて、つぶさに私どもに対して危機意識を持つような形の研修というふうな、いわゆる中身の充実というものを図っているところがございます。さらには、議員御指摘にございましたけれども、出先機関として教育事務所がございます。教育事務所において、例えば中部教育事務所は宮崎にございますけれども、6月27日、7月5日、2回にわたりさらに実施する、あるいは宮崎市、日南市、串間市、新富、延岡、門川等々、いわゆる沿岸部にある市町村の中で、独自の研修会をこれから複数回実施するという計画もございますので、私どもも危機意識を持った対応で臨んでまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

**○高橋委員** 私、2点お尋ねします。1つは、消防非常備の常備化で、西臼杵と美郷町はわかりました。椎葉とあと西米良村の状況はどうなっていますか。

**○山之内消防保安課長** 椎葉村、それから西米良村、大体事情等は一緒なんですけれども、まず常備につきまして、私ども、これまでもずっと首長さん、担当の課長さんと毎年何回かお会いしながらお願いしているところがございます。常備化に対する御理解は十分いただいているとは思っております。ただ、非常に厳しい財政状況の中で、現在、常備化に対する検討というのが、なかなか困難な状況にあるというような状況でございます。そういう中で、特に役場の職員の方、それから村立の病院等お医者さんたちが連携しながら、緊急時には24時間体制で、連絡が入れば駆けつけて、一応できる限りの対応をする。そういった対応で、知恵を出しながら、カバーしながら対応していくということでございます。先ほど申し上げましたように、常備化に対しては、現在のところ厳しいということで検討がなされているところがございます。以上でございます。

**○高橋委員** 昨年、別の委員会で西米良村に伺ったときに、あそこの村長さんがおっしゃっていましたが、西米良は西都と連携できるんですけども、1時間ですよ。だから、隣の県の熊本の湯前、ここは20分ですか。何か緊急車両が20分で来るというんですよ。考え方ですけど、いわゆる県を越えて受委託とかそういうのが可能なかどうか、消防常備化するのに。そこはどうなんでしょうか。

**○山之内消防保安課長** 常備化ということでのいわゆる受委託、これについては、ちょっと私もこの場ではっきりイエスかノーか言いにくいんですけど、県を越えての受委託というのは、現実には非常に難しいものがあるんじゃないかと思っております。ただ、今、西米良村におきましては、いわゆる委託契約、そういったもの

で近接の町と契約を結びまして、西米良村内においてそういった非常事態が起きた場合、救急な話ですけれども、そういった場合には、先ほどおっしゃいましたように、非常に時間が逆に西都よりも近うございますので、すぐ駆けつけていただいて、救急体制に対しまして対応していただくというような形のいわゆる委託契約、こういったものは現実に今結ばれておりまして、年間契約を結ばれて対処されているということでございます。

○高橋委員 なかなか非常に難しい問題がいろいろあるようですが、西米良はまだそういう湯前との近さがあるものですから、むしろ椎葉のほうが非常に厳しいなと思うので、あそこは結局孤立しますよね。だから、とりわけ医療サイド面で見ても、せっかくドクターヘリが導入されるのに、あそこは救急救命士がいないことがずっと続くわけでしょう。医者が呼べればいいんでしょうけど、そういうところも非常に課題が多いなと思います。またいろいろと研究をお願いしたいと思います。

あと1点は、県土整備部から説明がありました耐震診断ですよね。問題は耐震診断、いわゆる個人負担を軽減させることで今議会で提案されていますが、要はそこから先の改修なんです。資料でも説明がありましたように、21年度で73.6ですよね。4ページの総務部の資料で、73.6ということでもいいんですがね。いわゆる20年の数字と比較すると、わずか1.6か1.7しかアップしてないわけで、これも耐震診断と同じように呼び水、これは必要じゃないかと思うのですよね。いわゆる補助ですよ。補助をすることをしないと、改修はなかなか進まないんじゃないかなと思うのですよね。どうなんですかね、その辺は。

○伊藤建築住宅課長 まず、数字の確認ですけ

れども、4ページの防災拠点となる公共施設等の耐震化進捗状況、これは消防庁が出している根拠でありまして、恐らく民間等が入ってないというふうに思っておりますので。ここで民間の分は耐震改修については住宅を出しておりまして、国のほうで推計しているのが平成20年です。20年が72%というのが民間のデータになっております。ここで言うと71.9という数字を出しておりますけれども、これは5年置きに国のほうが調査をしまして、推計値を出してございまして、住宅については、平成15年におきましては、68.9%になっております。

それから、住宅についての耐震化の問題なんですけれども、現在、約10万戸程度が耐震化が進んでないとデータ的に出てございまして、これについては非常に大きな数だというふうに認識をしております。まずは、健康診断と同じように、みずからの住宅については、みずからのものがどういうふうな状態であるということで、健康診断と同じように、そういう自分の体を診断していただくことによって早期発見するとか自覚をすることということで、これが現在の日本の長寿メーカーにつながっておりますので、同じようなこと自分が持っている住宅、これについても、まずはみずから耐震診断に取り組んでいただきたいというふうに思っております。

それから、先ほどお話ししましたように、特に今回は住宅所有者の負担軽減化ということで、1万5,000円を6,000円にするということで、今回の住宅は平成56年からの新耐震については該当しませんで、55年前の建物について該当しておりますので、といいますと、平成55年につくった建物につきましては、現在まで約30年間かけております。ということは、この30年間全然住

宅を診断していないということは、これはいろんな問題点があるかと思しますので、車検等も定期的に点検をしておりますので、30年かかった建物を6,000円で診断できるとなれば、大分制度の改善というのが今後有効になるかなというふうに思っております。また、市町村がやる事業ですけれども、これ以外にはアドバイザーの派遣というのもやっておりますので、これにつきましても、市町村と連動して、こういうふうな啓発・啓蒙にかかっていきたいというふうに思っております。

それから、さっき委員が話されました耐震の改修の件なんですけれども、これにつきましては、平均的に150万ぐらいかかるというふうに言われております。耐震改修の金額がですね。ということは、金額的に相当な金額を要しますので、まず、県としましては、この耐震診断、これをまずはやっていきたいというふうに思っております。

それから、耐震改修につきましては、個々に住宅の所有者の方々が取り組んでおりますので、リフォームのときに、先ほど言いました診断のどこが悪かったかということ、リフォームのときに活用していただくということで、リフォームのときに活用できるように、一応法定協というのを県のほうでは取り組んでいきたいというふうに思っております。それから後の耐震改修につきましては、現在、市町村で取り組んでいる市町村が幾つかありますので、この市町村が取り組む補助制度、特に社会資本総合交付金、この活用を図るように、県のほうとしても支援をしていきたいというふうに考えているところであります。

○高橋委員 先ほどの推移を私勘違いしてまして、それは訂正しますが、今、課長の説明でわ

かるんですよ。耐震診断は、確かにこれをしないと話にならんわけですが、そこから先の改修が、リフォームをするときに、当然それはすべきでしょうが、150万もかかればなかなか非常に耐震化の改修はされてない部分が現実わかるんですが、やっぱり何らかの市町村連携に県が幾らかでも補助を出せば、市町村はそれなりの上乘せをしないといかんわけですから、ぜひこれ、呼び水になるように、何らかの手を打たないと、90%ですか、木造の耐震化、非常に達成が厳しいんじゃないかと思しますので、努力いただきたいと思います。

○前屋敷委員 今の耐震化に関連してお伺いします。もう一度御説明いただきたい。ちょっと理解できないところがあって。この総務部の横長の資料の2ページで、木造住宅耐震化の促進ということで、目標を90%、そして平成20年度で約72%ということになっているんですが、今、昭和56年5月以前の木造住宅を対象に当然しているわけなんですけど、一応今対象が約14万戸ぐらいあるというふうに県は言われております。そして、そのうち、診断されている戸数が404戸と。そして、そのうち約9割が改修が必要だということで、改修を既にされておられるのがそのうちの30戸ということで、これは宮崎だけじゃなくて全国的になかなか費用負担との関係で大変おくられている。県によっては年間2戸か3戸ぐらいとかいう、そういう状況なのでなかなか大変という状況なんですけど、この平成20年度の71.9%という数字は、どこから出てきた数字なのか。現状などから踏まえて、71.9%は達成しているという見込みなのか、達成しているという数字なのか、その辺が理解ができないんですけど。表の見方も含めて。

○伊藤建築住宅課長 この住宅の耐震化の率の

話なんですけれども、これは国のほうで、先ほど言いましたように、5年ごとに実態調査をしております。平成20年度の調査におきますと、県内の住宅の総数ですけれども、これは約44万3,000戸であります。それから、このうちに昭和56年6月以前の建物が約26万8,000戸です。ということで、そのときに、過去5年間にリフォームをやった建物、リフォームの中でも構造体を工事をしたものについては、推計を出しております。この分を引いた部分で耐震化がない部分を出しております。これが12万4,000戸になります。ですから、この部分のところが現在耐震化が行われてないだろうという推定になります。

○前屋敷委員 では、71.9%というのは、すべての木造住宅というとらえ方なんです。

○伊藤建築住宅課長 この71.9%というのは住宅であります。すべての住宅になります。

○前屋敷委員 わかりました。それで、今耐震化の促進のことに移っていくんですけれども、まさに自助努力だけでは進まないということが既に明白になってきているんですよね。それで、国もいろんな今事業も行っている状況も示されているんですけれども、耐震工事費用の11.5%は国費で上乗せする事業であるとか、いろいろさまざまな手立ても講じておられるようなんです。それから、税の控除あたりも、工事費の10%を所得税の控除、最大20万円だそうなんですけど、こういう助成制度だとか、固定資産税の減税で特に一定期間は固定資産税も半額にするというようなことだとか、こういうことが実際やられているようなんですけれども、こういう施策をやはり県民の皆さんに知っていただくとか、周知徹底をするとか、それがぜひ必要だというふうに思うのですよね。もともと

の工事にかかる費用も大変で、その支援も当然必要なんですけど、さらに上乗せしてこういう税の控除だとかが施策が示されているという点では、大いにこういう助成があるんですよということも示しながら努力もしていただくと、個人の皆さんもですね。そういう手立てがぜひ必要だと思うのですけれども、恐らく何らかの形でなされていると思うのですけれども、やはり県が積極的にその辺も、市町村を通じて示していくことが大事かなと思うのですけど、どんなふうな周知をされておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○伊藤建築住宅課長 委員、話されましたように、住宅の耐震化というのは非常に難しい問題を持っておりまして、私どもが住宅の耐震化が90%というふうに設定したのは、5年前の話になるんですけれども、5年前の住宅の新築着工戸数というのが大体県内で8,000戸から1万戸ぐらいいありまして、8,000戸から1万ということは、約40万に対しまして2%ぐらいいあるということですね。ということは、2%が大体は年間で新しい住宅ができてくるということは、古い住宅がなくなるんだということで、これは耐震化のほうの促進にもつながるということで一応考えておったんですけれども、それが平成22年、これで宮崎県の住宅新築戸数というのは5,451戸ということで半減をしております。ということは、5年前に予定をしていたよりも着工件数が2分の1ぐらいいダウンしているということで、この原因としては、日本の経済の悪化とか、それから少子高齢化の転換によって住宅の着工件数のペースが落ちているということのスローダウンというのがすごく大きい問題になっております。これは民間といいますか、県民の方々の資金の投入というのが、従来の住宅から医療とか、

そちらのほうに入ってきたんじゃないかなというふうに思っていますので、これは私たち行政としても早急にやりたいと。一番の早急にやるために、先ほど医療の話をしましたけれども、一番やるためには、やっぱり診断なんです。健康診断をすれば、自分がどこが悪いかというのがすぐわかりますので、ちょっと難しい話をしますと、建物というのは弱くても、バランスの問題なんですよ。東西南北のバランスが悪ければ壊れますし、1階と2階の合成が悪ければバランスが崩れて壊れてまいりますので、これはリフォームのときに、民間がやられるリフォームのときにも何とか対処できる。簡単に対処できる場合もありますので、ということで、まずは県民の持っていらっしゃる住宅の診断、これを早急にやりたいということで、これにまず取り組んでいきたいというふうに考えるところでございます。

それからもう一つ、先ほど言いましたように、税の問題とかいろんなPRなんですけれども、県としては、建築防災展、これを9月にやっておりますし、それから10月は住宅月間ということで、「住まい・る・メッセ」ということでそういうふうないろんなPR活動、それからホームページ、それから市町村にリフォーム関係、それから耐震関係の窓口、それから土木事務所等をやっております。そういうことで、いろんな機会を通じてのPR活動を常にやっているところであります。以上であります。

**○前屋敷委員** やはりそういう経済状況も大きく変わってくる中では、改めて目標の立て方も検討していくことが本当に大事ななというふうに、今改めて震災を受けたからこそ、より強く今思っているところです。そして、やはりなかなか進まない経済支援というところが、非常に

私は今後大事になるし、県もそれこそさまざまな災害続きで財政が困難という事情もありますけれども、やはり事前に予防していくことは、実際起きたときの後のことを考えると、より起きた後、手立てをするよりは、最大限の予防に力を入れるということのほうがよっぽど効果的なことなんですよ。ですから、そういう考えも含めて徹底することが必要ですし、さまざまな施策も含めて、今さまざまな伝達手段を紹介いただきましたけど、やはりそれは個人のところに直接そういう支援があるということも届けていく努力もしていく必要がいろんな宣伝物なども各戸に届いたり、そして自分の家を本当に心配をする、そういう耐震の診断も必要だなというふうな啓発といいますか、その辺のところ非常に大事ななというふうに思っているところですので、そういう努力を惜しまないということと、それとやはり、先ほど市町村を通じて、いろんなリフォーム事業などで個人の努力をしてほしいというお話がありましたけど、今国の社会資本整備の事業が、各自治体も市町村も取り組んでおられますが、県としても、やっぱりこの事業を取り入れて、県も上乘せをして、その事業がやれるんだというような後押しが私は必要かなと思っていますので、そのところの再考をしていくことが大事かと思っておりますので、ぜひ御努力をお願いしたいというふうに思います。

**○中野委員** 2つ3つ質問いたします。先ほど消防の常備化、県下全域難しいような説明でありましたが、2年ぐらい前までは広域化ということで宮崎県を一本化ないし、2つか3つという話で、全県下を常備化していくという構想があったんですが、そっちのほうはどうなったんでしょうか。

**○山之内消防保安課長** 今お話のありましたよ

うに、平成19年度に広域化の推進計画を策定いたしましたして、県内を1もしくは3ということで計画は策定しております。その後、関係市町、主に消防本部が中心になるわけですが、そういったところと1にするのか、3にするのか、最終的な意見の集約ということを図るべく、いろいろ協議等を重ねてきたんですけれども、いずれにしても、1、3、どちらの案をとりましたが、なかなかそれぞれ地域の実情がありまして意見の集約が図れないということに至ったわけでございます。そういったことも踏まえて、今年度につきましては、4月に再度消防本部に集まっておきまして、この広域化のやり方といいますのを、ちょっと原点に戻りまして、いわゆる「市町村の広域化は市町村の自主的な判断による」という基本にもう一回帰るということで、まず勉強会を立ち上げていただくと。その中で消防本部、それぞれ事情等もございまして、そういったようなことで話していただいて、率直な意見を出していただいて、何とか意見の集約が図れるような組み合わせ、そういったものを見つけられるのかどうか、それを市町村が主体となって勉強会をしていただく。もちろんそれにつきましては、要請に応じまして県も参画してやっていくというような状況に、4月にそういった体制をつくってスタートしたところでございます。先ほどおっしゃいましたように、当初の構想ではそういった県下の全市町村を巻き込んだ広域化ということがもし実現すれば、必然的に非常備町村というのは解消するというような構想もあったわけですが、今申し上げましたように、その段階といたしまして、なかなかその組み合わせの一つに集約するということが困難な状況で、今申し上げましたような勉強会での、いわゆる再スター

トと申しますか、そういったことで現在進んでいるところでございます。以上です。

**○中野委員** 国の方針に基づいてその構想があったと思うのですが、国もその方向をまだあきらめていないんでしょう。それと、ドクターヘリが近くスタートしますが、そのときも、いわゆる常備の消防の判断で呼ぶんですよね。非常備化のところはそういうことで何かドクターヘリの呼び方に支障がないように、全県下の常備化に一段と力を入れてほしいと要望しておきます。

それから、東南海・南海地震あるいは日向灘地震ということですが、ここに建築住宅課は「日向灘南部地震」という文言が出ているわけですが、日向灘南部地震というのは何を指しているわけですかね。北部地震というのもあり得るといいますか。

**○金井危機管理課長** そのとおり、北部地震と南部地震と2通りに過去の歴史から見て分けられておところが現実でございます。ただ、北部地震につきましては、津波の被害が大きくなる、南部地震については揺れによるところの宮崎市南部のほうが被害が大きくなる。そういった2つの想定はつくられておるところでございます。

**○中野委員** 住宅建築はただ一つの例としてこれは挙げたと思うのですが、これは一番大きなマグネチュード7.5だけれども、東南海・南海地震でも今までの想定では7.5と説明されましたが、この地域では、今の想定では7.5が一番大きいわけですか。

**○金井危機管理課長** 日向灘地震につきましては、北部・南部とも7.5となっております。ただ、地震につきましては、6強ということで進めさせていただいておりますが、東南海・南海地震

の場合については6弱ということで進めさせていただいているところが地震の想定規模でございまして。

**○中野委員** それを受けてですが、今、地震減災計画ということで先ほど説明を受けました。この目標達成の主たるものは、地震被害による死者を半減することを目標にということであるわけですが、今回の大震災を受けてこの状況を踏まえて、本年度から日向灘地震を、来年度、東南海・南海地震をもう一度地震被害の想定調査をするということですが、そのときの結果が出ると思うのですが、出た場合に、今までの死者数の想定、それを大きく上回った場合でも、やはりこの減災計画は見直しをせざるを得ないと思うのですけれども、そのときも死者数を今半減する目標の死者数、それに近い数での計画の見直しということになるのでしょうか。

**○金井危機管理課長** 委員の御指摘のとおり、そこについては今のところまだ検討がなされていないところなんですけど、中央防災会議に示すところの10年間の計画が約半減というのを目指しておりますので、現在のところでは一応発生予想数の半減というのが基準になるかどうかというふうに考えております。

**○中野委員** 今までこの半減計画は5年を経過しましたが、今までの5年を経過した中での数字というものは、毎年度、当初の計画からすると、初年度、2年度ということで、5年度で何人になるというような目安というのは想定してないわけですか。

**○金井危機管理課長** 御指摘のとおり、今5年を経過しておるのですが、これが年度的に現在の状況を踏まえて、目標値なりを検討するというふうに言われておるのですが、今のところ、そこがいまだされてないところがございまして、

今回、5年を踏まえまして、再度検討する必要も含まれてこようかと思っております。特に東南海・南海地震等に対するところの被害想定を含めまして、今回、大幅な検討も必要かと思っております。

**○中野委員** あと一つ、住宅のほうですが、今まで耐震構造ということで、耐震という言葉がずっと使われておりましたが、最近は免震という言葉が使われますよね。あの耐震と免震の違い、また免震ということへの取り組みということも考えられるわけでしょうか。住宅についてお尋ねいたします。

**○伊藤建築住宅課長** 大きく分けまして、耐震というのは地震に対して強いというのを耐震といいますけれども、その中でも地震に強い場合には、強くするために合成を強くする、または免震、あとは制震というふうに3つに分けることができます。この免震という工法は、県内でいいますと、最近つくられました小林の市民病院ですけれども、これは免震構造になっておりまして、地盤の上にゴムを乗っけてまして、その上に建物をつくるという格好で、地震が揺れても上は揺れないという格好で、要するに免ずるという格好です。地震を免じた格好の構造が免震構造というようになっております。それから、次の制震というのは、地震というのは波なんですけれども、揺れます。この揺れを揺らさないような工法を持つてくるのを制震と、ちょっと難しくなってくるんですけれども、そういうふうな格好で、そういうふうな3つの種類がありまして、それぞれ特徴を持っております。ただし、免震工法、それから制震工法も、それなりにコストがかかりますので、大規模な建物になってきますので、ということで、通常としては、これは大きな建物にしか採用されないとい

うのが今の現状であります。

○中野委員 いわゆる免震ということの構造の取り組みということは、通常、こういう宮崎県内では考えられないということですね。大きなビルが、あるいは大きな施設がないわけですから。

○伊藤建築住宅課長 ですから、免震というのは耐震工法の一つでありますから、それはケース・バイ・ケースでの判断になると思いますので、ですから、それを採用するというのは、その設計の段階での判断になるというふうに思っております。

○中野委員 私が心配というか、想定されるのは、一ツ葉にあるフォーティーファイブ、高い、砂の上に建っている建物だけど、あんなのは免震という構造でしないと、あれは耐震ということをつくってあるわけですか。免震ということも含めてあの施設はつくってあるわけですか。よく一ツ葉浜なんかが一番震災に遭う、津波に遭う可能性が高いところだけど、ああいうところは避難の場所にはならないと思うのですよね。その構造によっては。

○伊藤建築住宅課長 フォーティーファイブのほうは、私も設計に携わっておりませんので、どういう工法で選定されるかどうかはちょっと存じ上げておりません。ただ、免震工法というのは、通常の工法に比べて、まだ数%から10%ぐらい、コストが高いというふうなことは聞いております。

○渡辺委員 2つ伺いたいのですが、1つは学校の関係です。先ほど右松議員からも御指摘がありましたけれども、教職員の研修会の件なんです、3回という計画の中で1回しか開いてこなかったというのは、何か明確な理由があれば伺いたいというのと、ことしは5月27日とい

うことですが、これはもともとの計画でこの日程に行われたのか、また、ことしは3回行う計画になっているのか、伺いたいと思います。

○中野学校支援監 先ほども右松議員のほうにお答えいたしましたけれども、1回で終わるといえるものではございません。これは今の緊急性、あるいは新聞報道等を見ても、今マニュアルを見直して、いろんな形で避難訓練も行われておりますし、教員の意識改革というのも本当に緊急に急がれるものでございます。先ほど申しましたとおり、教育事務所、あるいは市町村教育委員会、どこがするのではなくて、いろんな形で研修会というのは実施してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○渡辺委員 さまざまな形で行うのは非常にいいことかと思うのですが、であれば、例えばことしの1年間に宮崎県の教職員のうち、どのぐらいの数の方々、またどういう職責にある方々に向けて検証しているのか、例えば、今度延岡のケースでも結構ですので、少し具体的にお話しただければと思います。

○中野学校支援監 例えば延岡市で行ったときには、学校の安全担当者という教職員、もちろん管理職もその中におりましたけれども、150名ぐらいを対象とした研修会議でございました。この方々が各学校、地域にお帰りになって、その方々をまた核としながら学んだことを広げていくというふうなことも考えておりますし、したがって、今研修というものを、マニュアルに想定した研修というのも各学校で行われておりますけれども、これは管理職のみならず、管理職が不在のこともたくさんありますので、すべての学校現場にいる教職員を対象とした研修というふうなことで考えなければならないと考えているところでございます。以上でござい

ます。

**○渡辺委員** 非常に今回のように大きな震災のとき、もちろん発生の時間帯にもよるかと思いますが、一人でも多くの方の命を守るという意味では、学校等々というのは非常に大事なところかと思うのです。再避難というのが今回、再避難の判断をされたところで大きな効果を出したというのがあると思うのですが、そう考えると、一般論で結構ですけれども、日中に学校で生徒さんたちがまとまっていて、学校単位で避難をしたというような場合に、再避難をするという判断はどなたがされることになるのでしょうか。

**○中野学校支援監** これはだれがという部分もあるんですけど、まずその危機意識を持って向かう者、子供たちの前に立っている者は、とにかくだれであっても大きな声を出して逃げろという判断ができる者じゃないといけないというふうに考えています。したがって、すべての教職員、先ほど申しましたとおり、もちろん管理職がその頂点におるわけですから、その責任もありますけれども、やっぱりすべての職員が校長に対しても、今避難すべきですというふうなことをすぐ声に出せるような、そういう体制を目指した訓練を実施するという状況で、県内でも再避難、いわゆる一回ある場所に避難したんだけれども、もう一度高台にという避難訓練を実施している学校もございますし、小中合同、そして幼小中合同というふうな避難訓練の形態も考えられているところでございます。以上でございます。

**○渡辺委員** 非常に重い責任と判断を迫られると思うのです。多くのお子さんたちの命を抱えてということになればですね。で、市町村教育とも非常に綿密な連携が必要な問題かとは思

のですが、一様にとということではなくて、さっき県立学校の中でも海拔5メートル以下が7校で、10メートル以下が17校とありましたけれども、そういうふうに、例えば市町村の小学校・中学校も含めて、学校の置かれている状況もかなり違うわけなので、研修とか指導、また再避難等に意識づけをした上での特化したものというのも、より起きた場合には必要性の高い方々に集中投下していくという考え方もできるかと思うので、これはこれからいろいろ検討が進むかと思うので、そこも含めて御検討を進めていただきたいというふうに思います。先生方の非常に、突然起きてどう判断するか、本当に難しい課題かと思しますので、日ごろからのまさに備えが一番重要な部分になるのかというふうに思います。

テーマをもう一つ変えて、直接きょう出ている話と離れますが、地震発生後3カ月以上がたって、県の職員からも、例えば被災地の復旧のためであったりとか、避難所の運営のためであったりとか、また個人的なボランティアも含めて、かなりの方々が被災地に行かれているかと思うのですけれども、今、どのぐらいの方が行かれているという数字は、はっきりわかる部分があるのでしょうか。県の職員というだけでも結構ですが。なければ無理に今お出しいただくなくても結構なんですけれども。

**○金井危機管理課長** 正確な数字はちょっとございませんけれども、4月の初めより、山元町に行っている職員の数は、1回について12名、約10日間、これを繰り返してきて、今後、10月ぐらいまでは計画が進められております。そのほか、専門職としましても進められておりますので、かなりの方が行っております。この数字につきましては、6月20日現在で延べ派遣職員

が245名、延べ派遣日数は2,160人／日ということになっておるようでございます。以上でございます。

**○渡辺委員** こういう言い方は少し不適切かもしれませんが、なかなかこれだけの規模の災害があって、宮崎県でこの災害を受けて今後どういう取り組みをしていくかという意味では、それぞれの方々が現場で見えてきたもの、経験したことの集約というのが極めて大事な作業じゃないかというふうに思うのですが、今現在、帰ってこられた方々が、もちろんそれぞれのお仕事の中で生かすというはあるかと思うのですけれども、いわば県庁全体で、県全体でそれを集約するような仕組みというのは現在あるんでしょうか。

**○金井危機管理課長** 帰ってきた都度、知事のところで報告会をしていただいております。そこで反省を繰り返しております。そのほか、職員の方が帰ってきましたら、県庁職員日誌という形で、県庁のホームページのほうにもアップしております。それを見ながら検討しておりますところでございます。

**○渡辺委員** 実際に震災があった場合には、宮崎で起きたとしても、県も市町村も含めて、非常に連携が重要なところがあると思うのです。そういう意味で言えば、宮崎県内からも市町村からも派遣されていらっしゃる方々がいらっしゃる。また夏休みには学校の先生方も行かれる。非常に大卒でたくさんの方面から公的な立場にあられる方が行かれるわけなので、ぜひともそういう方々が行政のあり方の形は超えてでも、宮崎という枠の中で情報を集約して、例えば、危機管理という側面だけで見ていたらわからないことも、福祉という側面から見ればわかることも出てくるということもあるかと思うの

です。あえて枠組みをきちんとつくって、市町村も含めて情報の集約化と、これを宮崎の中でどう生かしていくのかという枠組みをつくる必要性があるんじゃないかと私は思うのですが、その必要性についてどうお考えいただくかということをお願いしたいと思います。

**○金井危機管理室長** 確かに情報の共有化という面では、各文章なり映像に残して共有することが必要かと思っております。ただ、今私も行かしていただいたり、過去行った方並びに議員の先生からも教訓をいただきまして、行って自分の目で見るのと、そこで帰ってきた報告を聞くのは全然違いますよと、ぜひ一人でも多く行っていただきたいというふうな助言をいただいております。被災された市町村におきましても、見に来ていただきたい、いかにこういう悲惨な状態なのかというのをテレビで見ると、現場を見ていただきたいというような声もございまして、まとめることも確かに必要なんです。1名でも多くの職員を現地で研修させたいという気持ちのほうも大きいところがございます。以上です。

**○渡辺委員** 最後です。まさにおっしゃったとおりで、私も行きましたけれども、やっぱり目にすることでわかることって多くあると思いました。もちろん時期的には今は行ってみるということに力点を置くのも大切だと思うのですが、中期的に考えていって、対策をつくっていく上では、今までの発想を少し超えてでも、その情報の収集のあり方とか生かし方というのも、現場レベルの職員の方々は自由に語り合って、そこから見えてくるものもあるかもしれませんし、やり方はいろいろあるかと思いますが、真剣に検討いただければと思います。意見で終わります。

○金井危機管理課長 確かにそのとおりでございまして、現地に行って被災者の方から直接聞いた話というのが、やはり私たちも身につまされる話がかなりありまして、生死が間一髪助かった、行方不明になられたというのもございまして、そういった話もしっかりと残していきたいというふうに考えております。以上です。

○山下委員 先ほど、一ツ葉のことがちょっと出ましたけど、私もイオンのあそこ付近に行くと、満潮時なんかもう1メートルぐらいかなと思うぐらい水路あたり、川あたりがかなり高さが無いと思うのですが、イオンができてきまして、あの付近の農地というのはかなりな勢いで開発が進んでいると思うのですが、あの震災後、一ツ葉あたりの今後のいろんな住宅の開発供給もひっくるめて、何か問題とか問い合わせとか来ているものですか。一ツ葉あたりの問題というのは、問い合わせ等が。

○金井危機管理課長 直接的な問い合わせはないんですけども、やはりイオンの周辺で高い建物がない、並びに一ツ葉の方向に行きますと、かなり松林が多いんですけども、高い建物がない、どういうふうな避難地の指定をしていくのかというものがございまして、宮崎市の市役所としましても、実際に第一次的に避難をどこにするのか、この周辺はどこに避難したほうがいいのかといった検討が今加えられておるところでございまして。あと、住宅の建物については、ちょっと私たちも把握していないところがございます。

○山下委員 それでは、きょうの説明資料の5ページの市町村においての調査が23年6月22日に済んでおるようなんですが、いわゆる沿岸部にある学校等、かなり避難場所になっていると思うのですが、例えば、私も宮城県の東松島の

野蒜小学校に行ったんですが、そのときに、津波の避難勧告が出て、最初避難された人たちが、体育館にずっと集めたみたいですね。体育館は高さが無いんですが、そこに入り切らなくなって、小学校の3階建ての校舎のほうにどんどん後から来た人たちは誘導されたみたいなんです。3階建ての建物に入った人たちは助かったんですが、そこは紙一重なんですよね。それで体育館に最初避難された人たちは、渦潮みたいに津波が入ってきて、かなりな人たちが亡くなったみたいなんです。先ほど学校側のいろんな避難指示とかそういうことが今検討されていると思うのですが、とにかく基本は高いところに避難させること、そして、台風とか大雨関係になると、施設の頑丈な体育館とか学校方面が避難場所として指定されていると思うのですが、この津波については、いかに迅速に高い場所に移動させるか、このことの検討が本当に大事だろうと思っているんですが、その辺の認識をちょっと今後の調査についてお聞かせいただくとありがたいと思います。

○中野学校支援監 議員御指摘のように、より高い場所へということが一番私も大事なことだというふうに思います。周りに高い建物がないときには、専門家もいち早く高いところに避難せよという、もうそれが校舎でも構わない。3階であれば十分それに対応できるからというふうなアナウンスをして、各学校のほうに対応しているところがございます。なお、高い場所へ避難するというと同時に、私ども学校の中で今、頭を悩ましていますのが、登下校時あるいは自宅にいた子供たち、あるいは郊外学習で学校の外に出ているとき、そういうふうなときに、じゃ、どのように対応するかという、一々マニュアルに沿った形で動けるかどうかという

問題で、ですから、今私たちが考えなければいけないのは、やはり避難訓練という回数を繰り返すのと同時に、自分で判断できるといいますか、学習型の訓練、これが非常に重要だろうと。したがって、今回も教職員と言いますけれども、学校におられた事務室の方が校長にすぐお話をし、高場に逃げて難を逃れたという例もありますし、そういう意識を高めていく、そして、学習型といいますか、自分で判断できる、そういう子供たちもちろんそうですけど、教職員に対しても意識づけというものは十分してまいらなければいけないというふうに考えております。

○山下委員 徹底していただくようお願いしたいと思います。

それから、宮崎県の海岸線にある石油の備蓄基地、何カ所ぐらいあるんですか。把握されていますか。

○金井危機管理課長 石油コンビナート法に言うところの石油コンビナート基地というのは、法律に基づくものはございませんが、各漁港単位、工業港単位については、必ずその船用のタンクはあろうかと思っております。ただ、それが幾つあるかというのは、ちょっと今のところ、危険物の関係の把握をちょっと今していないところでございます。今、手元にないというのが現実でございます。

○山下委員 日南海岸に行きますと、内海を過ぎたところかな、海岸線にあると思うのですが、今回も石油備蓄のところが火災も発生しましたよね。だから、私は、やっぱり危機管理の中で備蓄基地の把握や安全対策が十分されているかなということをお聞きしたかったんですが、それはまだ把握されていないのでしょうか。

○金井危機管理課長 資料にもございますけれ

ども、委員会資料の2ページ、下から5段目に、東南海・南海地震防災対策計画の作成ということになってはおるんですけども、これの対象とする企業が沿岸のそういった危険物の関係もあわせて、すべてで708事業所を把握しております。ですから、その中には危険物の管理をしているところ、並びに従業員を沿岸で一定上管理されているところ、それと公共施設とかでございます、手元にはございませんけど、その施設的な数値的なものは把握しております。

○山下委員 想定外の想定外という震災だったと思うのですよね。それで福島原発もそうなんですけれども、そういう備蓄基地があると思うのですが、やっぱり安全対策というのを十分に皆さん方も把握しておっていただこうと、私は、そういうものは説明していただく責任があるのかなと思っていたんですが、また調査が済んでおわかりになれば教えてください。

○金井危機管理課長 わかりました。ちょっと資料をつくっておりましたので、今度は詳細な資料につきましては、また示したいと思っております。

○山下委員 終わります。

○坂口委員 建築住宅課長に緊急輸送路と液状化なり津波なりの関係、それから、その時の指令拠点というか、まず県は危機管理局ですよね。それと市町村。こういったものの関係ですよね。特に液状化を心配しているんですけど、マグネチュード7.5なりとしても、問題は揺れ時間とか余震の組み合わせとかで、宮崎市内は、この平野部は、特に大淀川の堆積地帯ということで、液状化はかなり深刻なところまで、現実のものとして予測できるじゃないかと思うのですよね。そうなったとき、道路が封鎖されたときに、果たして時間によっては、県庁が災害の指令拠点

として機能するのかどうか。それらを想定しての知事公舎の危機管理室の整備だったんですよね、5億もかけて。ここらはどんなぐあいに想定されていますか。実際それだけ大規模のものとき、津波でもそうですよ。あそこが拠点になる可能性って高いんじゃないかと思うのですよね。そうなったとき、あそこへの進入路。それから主な空港なり港なり、そしてこの特定建築物の重要拠点建築物、ここらとの移動のための道路なり緊急輸送路というのは、また別個の道路だけど、そこらあたりの想定はされているんですか。

**○金井危機管理課長** 現在、液状化が宮崎市内であるというのは、かなり推測されているところでございます。歴史的にもこの今県庁の土地につきましても、すべて砂の上に乗っている建物、町だというふうに伺っております、液状化が起きますということだけは聞いておるんですけれども、液状化によってどのような被害が出るのか、人的被害、建物被害がどの程度までいくのかというのがちょっと推測されていないところでございます。ただ、御指摘のとおり、千葉でもございましたし、道路自体が通れなくなるというのは、想定が今後されてきておりますので、避難並びにこういった防災拠点につきましても、知事公舎の活用は状況によってはあろうかと思っております。ただ、孤立してしまう可能性も出てきますので、そこらもあわせてまた今後、第二の災害拠点というものも必要かと思っております。ただ、被害がどの程度及ぶのかというのは、ちょっと今のところ、液状化によるところの見積もりというのができてないのが現状でございます。

**○伊藤建築住宅課長** 液状化の話なんですけれども、建築物をつくる場合の確認申請というの

を出しまして、2階建て以上の200平米を超えるものについての構造計算書というのを添付するようになっておりますので、この構造計算書を添付する場合には、液状化を検討しなさいということで一応義務づけをしております。液状化のおそれが高いというのは、まず地下水が高いということ、それからあと、N値——地盤の強度なんですけれども、N値が低いということ、それからあとは砂地地盤でも悪い砂、これが大きいということ等を地盤を調査しますので、そのときには何らかの対策をしてからということで一応建てるように指導しているところであります。以上です。

**○坂口委員** そういうものを含めて宮崎市は液状化が危険なんですよね。N値と言われたけど、あれは海岸線でも3メートルも降ればN値30ぐらいのところもあるんですよ。その下がまた2、3、4という、だからそんなもの、今までの常識をすべて捨てて、道路を民間の古い建物が封鎖したらどうなるんだというような原点に戻らないと、今までの常識の範囲で今度は大きいことを想定してというけど、整合性がないんですよ。だから、そうではなくて、すべてを捨てて、ハザードマップを信頼する、信頼したおかげで人が死ぬかもわからない。今ここでやられている死者数というのは、あくまでも火災を想定したやつだったですよ、前の計画では。今、津波の話と火災の死者数でけた違いのもので判断されて、半分減らすんだなんていうことをやっている。そうじゃなくて、今心配ごとをすべて持ち出そうじゃないかと。そうなったとき、万全をより確実なものにするために、せっかく知事公舎をつくったじゃないかと、金もかけたじゃないかと。機器も装備されてるじゃないか。じゃ、あそこにどうやって県庁の職員が通うの

だ、市町村はあそこへの進入路を知っているのかというようなことを言っているわけだから、今後の課題としてこれは受けとめてほしいということですね。そういうものを前提として、例えばBCPですよね。これは部長でもいいんですけど、まず民間の経済活動、当然のことです。その前に行政が継続してしっかり対応できなきゃだめなわけですよ。そうなったとき、今話しているようなレベルの規模では、とても財源的に対応できないと思うのです。そういう中で地方分権の流れで道路はよこせ、何はよこせと、全部地方自治体が抱えていってるわけでしょう。だから、今度のように、また特別立法が必要だったり、新たな法律を整備するために、2カ月も3カ月も時間を要して、その間、地域の人たちは犠牲ずっと強いられているわけです。こういった流れの中にあって、せつかくこういった全国の市町村、都道府県がやっていくわけですから、国と連携しながら、この地方分権の流れの中でのこういった危機に対しての国の責任のあり方、いわば我々がやっている地方の県代行事業、こういったものを常時できるような法整備も僕は必要だと思うのです。一定規模以上になったとき、あるいは一定以上の行政の機能が麻痺したときに、それは国がしっかり今の現行の法律の中で代行していくんだ、すべてを責任持つのだというようなものもひっくるめてやらないと、都道府県がこんな絵を幾らかいたって、結果的にはお金次第ということに僕はなるんじゃないかなと思うのですけど、そういった流れというのは、今ないんですかね。これは部長でもいいんですけど。国が代行していくというものを常時それを法整備しておくということですね。

○稲用総務部長 今の現実的な中では明確なも

のは出てきてないと思います。ただ、今回いろんなことで今度の東北の震災を受けて、国の方も法整備、津波対策の推進に関する法律等がこの前通過しましたけれども、いろんな法律が出てくるだろうというふうに思います。BCPのお話にしても、県は県として、今考えておかないといけないと思いますが、おっしゃるように、これが本当の大規模、今度のように、一県だけじゃなくて、一地方が全部対象になるような大災害というようなことになったときには、その県だけの機能では対応し切れない。特に道路問題も、今おっしゃいましたように、道路ということになれば、そのエリア内だけじゃなくて、外から来る道路とか、いろんなことがありますので、そういうような必要な立法というような問題についても、やっぱり九州知事会、もちろんそうですけども、全国知事会含めて、今度の大震災でのいろんな検証というのがきちっと行われるべきだというふうに私も思っております。その中で、国として、あるいは県として、また市町村としてやるべきことと役割というのが整理をされてくると思いますので、その辺は必要なものにつきましては、コンセンサスをしっかりって話をしていこうというふうに思います。

○坂口委員 ぜひそのところは早急にやられないと、今報道を見ていて、3県の知事が一生懸命国に何とかお願いしたいと言ったら、国は国ですったもんだすったもんだ政局みたいなことばかりやっていて、対応できないのは法律の問題ですよ。ああいうときは国がしっかり責任を持って、代行をやるんだと、こういった基準を数値的にこうしたら、あるいは状況的にこうしたら、これは国の責任なんだよということを、僕は法を常備しておくべきだと思うのです。

ぜひこれは、国に対しても強く求めていただきたいと思います、要望しておきます。

**○河野委員** 重大な課題の後に小さく。取り組み進捗状況の中で一般質問でもちょっと取り上げてきたんですが、やっぱり防災組織のリーダー養成というのは非常に大事になってくると思っています。自主防災組織のリーダー養成で1,000名の数値目標に対して、900名以上、目標が達成しつつありますが、地域バランスで考えたときに、この900名というのがどういうふうに分かれているというんでしょうか。そういうことで課題的なものはないかという確認をちょっとさせてください。

**○金井危機管理課長** 地域的には一応ゼロというところではございません。西米良でも職員の方が参加したりとか、2～3名の方が参加しています。ただ、地域的に過去被害が起きたところ、ここについてはかなり多くなっております。特に延岡とか日向につきましては、よそのところに比べるとやや多い。ただ宮崎市は人口比が多くございますので多いんですけれども、やはり過去に起きたところが多い。ただ、バランス的に見て、今のところ、大きな大規模な市町村が小さな市町村より少ないということではございません。バランス的には発生しております。それと研修場所も選びまして、県内の6会場を借り上げまして、そこでブロックごとの研修を行っておりますので、バランス的には1回について50名程度は進んでおりますので、かなり平均的に進んでおるのではないかと考えております。ちょっと数字的なものが手元にはございませんので紹介なんですけど、ただ、市町村の規模に応じたものに近いものがあるというのだけは回答できることでございます。以上です。

**○河野委員** 幾つかあったんですけれども、時

間の関係で要望ということで、災害時要援護者の支援充実等の中で、私も被災地に行かせていただいて、災害ボランティアのノウハウを持っているNPOとの連携協議、これを強化していくというのも非常に大事な視点だなというのを非常に感じてきましたので、またそれもこの計画の中で位置づけていただくとありがたいと思います。要望です。

**○中村委員** 時間がないようですから。この前、地域防災という意味で、公民館加入率、自治会の加入率で、新しくアパートとかそういったところが加入率が悪いので、宅建業協会の話で、よく進めていただいたと思います。どこまで行っているのか、ちょっとお話しいただきたいと思います。

**○金井危機管理課長** 現実的には今、県の段階で、事務レベルでどのようにしていくのかというので協議しているところです。事務局と危機管理課とが調整させていただいております。ただ、やはり市町村に聞きますと、過去にも自治会の加入の関係もあったようなんですけれども、消極的なところもあるようでございますので、そこらも含めまして、全市町村の協会を通じてやろうかというふうに考えております。それと、進んでおると言われました都城にもちょっとお伺いしまして聞きましたところ、市と協議会のほうの口頭的な申し入れ的なもの、お互い重要性は認識しているんですけれども、正式な文書的な申し入れはされていない。市とすれば、今後、市、自治会組織、それと宅建業協会、こと三者合わせて今後協定の検討までしていきたいというふうな考えを持っておられるようですので、そういった進んでおるところをまた各市町村協会を通じて紹介した上で進めていければというふうに考えております。

○中村委員 それらも小さいことですが、この前、学校から帰る子供たちと遭遇したんですが、通学路もないところなので、ブロック塀が子供の身長よりあるんですね。ぐらぐらするようなブロック塀がいっぱいありますよ。僕は、子供たちを守る意味で、今話題にもならないけど、ブロック塀がちょっと地震が来るとばらっときますね。あの子供たちは確実に押しえつけられますからね。それを高さの制限と、あれは高さの制限があったと思いますが、無差別に高いのがあるんですね。だから、高さの制限と、長年たったブロック塀について、何らかの形で指導できないか。非常に危険だと思うのですよね。ブロック塀が建っているところをずっと歩くんですが、あ、今起こったらペしゃんこになるなと思ったところでしたけれども、その辺の対策は全然考えておられませんか。

○伊藤建築住宅課長 先ほど説明しました宮崎県の建築物耐震改修促進計画の中の第2章の4項なんですけれども、地震のときの総合的な安全対策ということで、ここの項目につきましては、建築物以外にさっき委員がお話しされましたが、ブロック塀の安全対策とかそれから窓ガラスの飛散の対策、天井の落下の防止とか、それからエレベーターで閉じ込められた場合とか、いろんなところの安全対策について一応指導しているところなんですけれども、このブロック塀につきましては、従来からいろいろ問題がありますので、パンフレット等を用意してまして、県民のほうに先ほど言った建築防災展とか、いろんな住宅相談会をやるときに配布するようにしております。

○中村委員 高さの制限がブロック塀であったと思うのだけど、高いやつが多いのよな。だから、その辺を市町村から各個人に指導していた

だかないと、もろに来ますよね。だから、その辺、ブロックの高さあるいは強度、そういったものについて、どのようになっているのか。

○伊藤建築住宅課長 ブロック塀につきましては、建築基準法で決められておりまして、高さが1.2メートルだったと思うのですけれども、それと高さによっては、控え壁といいまして、何メートル置きに控え壁を置くようにということが基準で定められております。

○中村委員 お願いだけど、これを指導していただいて、ブロック塀なんかは、素人が積んでいるところもいっぱいあるんですね。非常に危険だと思うので、再度点検するようにお願いしたいと思います。

○徳重委員 1つだけお聞きしたいと思います。私たちも千葉県の災害の調査にも行かせていただきました。非常に気になったのは、先ほど、坂口委員から言われました液状化の問題です。非常に心配をしているところですが、宮崎県内で特に宮崎市周辺かなと思いますけど、県内で液状化が起こる可能性が高いと。浦安を基準にいただいても結構なんですけど、どういう基準でもいいんですが、起こる地域というのは、どれぐらい分布というんですか、広さがあるものでしょうか。

○金井危機管理課長 私どもの持っている資料では、規模的なものはございまして、やはり昔、かなり昔の陸地の地形と今の地形とを重ね合わせまして、昔海だったと推測される場所という地図がございまして、そこら付近が液状化の可能性が高いというふうな認識はしております。ただ、今現在のどこの市町村、どこの地区がということは、ちょっと詳細には申し上げられませんけれども、液状化のちょっとアウトな地図はございます。その程度でございま

す。

**○徳重委員** この浦安は、かなりの住宅が、高層住宅、あるいは学校、高等学校、いっぱいあるんですね。学校や高層住宅はしっかりしているんです。そのまま残っているんです。ところが、運動場もだめ、あるいは道路もめちゃくちゃなんですね。ライフラインがそれで全部壊れている。下水道も壊れている。まさに地獄絵みたいな話なんですね。生活ができないんですよ。私がこの道路の整備に当たって、どこ迄まですべてがうまくいくとも思えないんだけど、住宅は確かに建築するとき、それなりのものを打ち込んで、50メートル、70メートル、パイルを打ち込んでいるんだそうですね。だから、びくともしてないんですね。ところが、道路がめちゃくちゃなんです。だから、あれを考えたときに、宮崎もそういう状況があるんだったら、ライフラインが壊れたら人の動きが全くできなくなる。道路が壊れたらどうしようもなくなる。そのこともしっかり考えていただいて、少なくとも幹線道路については、もう少ししっかりしたものをつくっていかなくちゃいけないんじゃないかなと、こう考えたところですが、調べてないということではありますが、ぜひそういったものもしっかりと調べて、やはり幹線の道路だけはしっかりしておかんきゃいかなという考え方を持ってほしいなど。ここの地域を見てから、視察してからそう感じたところです。

**○金井危機管理課長** 確かに地域防災計画の中にも若干触れられてはおるんですけども、今回の千葉並びに以北の液状化によるところの災害の規模を見ましたら、かなりの推測される地域の範囲を示して、しっかりとした対策が必要かと。そして、どうすべきかということ、ただ人的被害がなかったものですから、今のところ

はないんですけども、建物被害が大きい、道路被害が大きいという前提にライフラインが失われた際の復旧対応をどうするかとか、そちらのほうも計画を進めていくべきかというふうには考えております。今回、津波に対するとこだけではなくて、その揺れによるところの想定を検討すべきではないかというふうに考えておりました、今回の計画の改正にはぜひ参考とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

**○丸山副委員長** 私も数点お伺いしますが、2ページに、まず防災、減災するには、やっぱり日ごろからの県民の意識啓発というのが必要だというふうに思っているんですが、実際に防災意識をどれだけ持っているかというのは、県のほうでは把握されている指数というのはあるんでしょうか。

**○金井危機管理課長** 指数といいますと、市町村ごとの。

**○丸山副委員長** 例えば、県民が日向灘地震がどれぐらいの規模であるとか、何年後に起こる可能性があるとか、そういう具体的な意識をどれだけ持っているとか、もしくは非常用持ち出し袋をどれだけ常備していますかというような、しっかりしたデータがどれだけあるのかなと思ひまして。

**○金井危機管理課長** 防災士を受けるときには、防災仕様の指導マニュアルがございまして、約300ページから400ページぐらいの本がございまして。その地震がどのようなものなのか、過去の地震でどういうふうなものが起こったのか、そういった資料を示した上で、試験をした上で採用させていただいているんですが、なかなか分厚いものですから、簡単にわかるものではございませんで、なかなか一概に話はできませんけれども、詳細な資料的なものはございます。

○丸山副委員長 防災士ではなくて、一般県民がどれくらい防災意識があるのかということ、防災士じゃなくて、一般県民ですよ。一般県民がどう考えているという指数みたいなものを持ってないと、啓発をやります、やりますと言われても、目標が設定できないんじゃないかなと思っているものですから。

○金井危機管理課長 さっきの県民の意識調査の結果でございまして、これがちょっと地域に自主防災組織があるのか、防災訓練に参加したことがあるのかといった数字がございまして、このできた数字については、約90%近くなかったものですから、意識が低いというのが現実でございまして。それと、地区でもいろいろな行事に参加するのが偏っておりますので、すべての地域の方が参加していただく行事という意識がちょっと低いというのが現実でございまして。

○丸山副委員長 実際災害が起きる前にいろいろ知識があることによって減災につながっていくと思います。恐らく静岡とか、東海地震の可能性が高く想定されておところは、非常に細かく防災意識を調べた上で、啓発をやられていると聞いていますので、そういった先進事例のある県をもっと細かく調査していただいて、また、県民意識をどういうふうに調査すればいいのかということ、具体的に調べていただいて、今後、どこまで意識を上げていくという具体的な目標や考察も含めて検討していただければありがたいかなと思っています。

○金井危機管理課長 ちょっとつけ加えさせていただきますけど、防災に関する意識を持っているのかという県民調査の結果は、30%前後で過去4年間ぐらいは推移しております。ただ、今回、大震災の後にも踏ってはおりますけれども、さほど伸びていないというのは、防災意

識というのが準備ができておる、避難場所を知っている、その程度がわからなかったものですから、やはり今回の大震災で自分の知識が余りなかったんだというふうな反響もあってはおります。ですから、言われるとおりの意識のレベル的なものを上げるためにはどうしたらいいかというのは、今後の私どもの課題とも考えております。

○丸山副委員長 ぜひ行政が思っていることと住民が思っていることは違いますので、しっかり、同じレベルになるように、基本ベースをしっかりと把握していただいて、点検して、その後、県民への意識啓発をどうやってしていけばいいか、方策をしっかりと打っていただきたいと思っています。

あと、5ページに避難施設の指定状況及び運営マニュアルの整備状況というのがありますが、私も新燃岳の噴火があって避難所があったんですが、ほとんど高原町ではマニュアルができてなくて、ばたばたした状況でした。このたび、かなりの職員が延べ245名、日で2,000日を超えるぐらいの職員の方々がいろんなところに行っていただくということであれば、いろんなノウハウが県のほうには蓄積されつつあるのではないかなと思います。まず、県としての、最低こういう避難所マニュアルをつくってほしいという基準とか既にあるんでしょうか。

○金井危機管理課長 県が直接避難所を運営するということはございまして、指導できるマニュアルはございません。ただ、今回のを受けて、各方面からもマニュアルを取り寄せて、ないところに対しても指導を進めようということで、今準備は進めておるところでございまして。なかなか今回の確かに新燃の関係でも、その夜にストーブがあったけど灯油がない、それと毛

布がない、避難してこられた方より以上の防寒設備がないということもございまして、そういった備蓄の関係も含めまして、今後検討が必要かというふうには考えております。

**○丸山副委員長** ぜひ、できるだけマニュアル、他県ではあるというふうにも聞いているものですから、いろんな情報を収集していただいて、運営がうまくスムーズにいくようお願いしたいと思います。

あと、結構避難されて困る方、要援護者、特に高齢の方がすぐ足が悪いということで、トイレが非常に困ると。といいますのが、普通の和式のトイレだと、かなり厳しいということをよく聞くものですから、そういう今ある避難所がどういう状況なのか、改善すべきものなのかということも含めて、マニュアルをしっかりとつくっていただいて、もし悪いところがあれば、どういう形で整備できるのか、助成できるのかということも真剣に取り組んでいただきたいと思っております。

あともう一つ最後なんですけど、公助で一番重要なのは情報収集ということで、本県も10ページのほうに、新しい防災ネットワーク枠も含めて設計も入るということで、本当にこれは喫緊の課題であろうというふうに思っているんですけど、その前に、私も本会議で質問したところ、防災危機管理センターが非常に今後、震度6強という地震の可能性がありますので、そういう新しい防災拠点施設を含めてのプロジェクトチームを知事は立ち上げるということを明言されているんですけど、その後、総務部長等に何らかの知事からの具体的な指示があったのかをお伺いしたいと思っております。

**○稲用総務部長** 知事のほうから、関係部・局集まって、早速やるようにということで、御指

示を受けました。多岐にわたると思いますので、これはある程度時間がかかりますけれども、いつまでもというわけにはいかないの、早目に中心になる人間を決めまして、かかっていきたいというふうに思います。

**○丸山委員** いずれにしても、早目に立ち上げていただきたいと思っております。先ほど、坂口委員から話がありましたとおり、知事公舎等も含めて、防災拠点というのをどうやっていくのかということのを早急に立ち上げていただいて、早目に県民に対しての情報交換はどうなっているのかということを含めて、県議会の我々のほうにも情報提供もお願いしたいと思っております。

**○井本委員長** ほかにございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○井本委員長** それでは、ないようですので、これで終わりたいと思います。ありがとうございました。執行部の皆さんは退席していただいて結構であります。

暫時休憩いたします。

午後0時12分休憩

---

午後0時13分再開

**○井本委員長** 委員会を再開いたします。

協議事項1の県内調査についてであります。お手元に配付の資料1、2をごらんください。

まず、7月27日、28日にかけて実施します県南調査を8月23日（火）から24日（水）にかけて実施します県北調査の調査先につきましては、これは正副委員長に御一任いただきましたので、ごらんのように日程案を一応つくってみました。県南調査の日程案について御説明をいたします。資料1をごらんください。

まず、27日は災害時養護者団体との意見交換

会をこの委員会室で行った後に県議会を出発し、自衛隊宮崎地方協力本部にて東北地方の被災状況等を調査後、地域コミュニティ力を活用した島山地区自主防災会の取り組みを調査したいと考えております。

翌28日は、総務省の消防団等地域活動表彰で事業所表彰を受けましたはまゆう農業協同組合を訪問し、消防団員であるJA職員との意見交換会を行った後、新燃岳噴火対策という視点で高原町住民との意見交換階を予定しております。

県南調査につきましては、時間に余り余裕がございませんので、できればこのまま進めさせていただけたらと思っておりますが、これでもよろしいでしょうか。いいですね。じゃこれで進めます。

次に、県北の方の調査であります、ごらんください。23日は日向市にて細島港の津波対策を調査した後、延岡市の別府町の自主防災組織及び宮崎県防災士ネットワークを調査する予定としております。

翌24日であります、諸塚村役場を訪問し、風水害対策という視点でかさ上げ工事による災害に対応したまちづくりの取り組みを調査した後、宮崎大学と宮崎公立大学から講師を招き、この委員会室で本県の防災対策に関する研究について報告を受け、意見交換をしたいと考えております。

なお、最後の本県の防災対策に関する研究につきましては、大学の先生のスケジュールを押さえられる時間帯は限られておりますので、3名とも都合のつく時間を伺い、現在の予定としたところであります。この黒い枠は動かないということです。委員の皆様のご意見がございましたら、お願いいたします。

○高橋委員 これは要望なんです、知事公舎、

ここは私、まだ行ったことがありませんが、先ほど説明がありましたように、防災拠点ということで、そういう仕組みになっているそうですから、ぜひこの委員会の視察を利用しながら、要望です。

○井本委員長 そうですね。県南にかかわらず、ちょっと時間があるとき入れてみますわね。ほかにいいですか。じゃ、事務局のほうで何とか日程を。じゃ、それでいきたいと思えます。

それから、調査時の服装につきましては、夏季軽装にてお願いいたします。

次に、次回からの委員会についてでございますが、資料3をごらんください。これで見ますと、きょうは6月定例会中の委員会でしたけど、こうやって見ると、視察も入ってますけど、委員会というのは5回ぐらいしかないんですね。そうすると、なかなか我々考えていることを全部消化できるかなと思って、一応はめ込んでみたんですが、皆さん方がこれでいいと……。ちょっと事務局のほうから説明してください。

○松崎書記 それでは、御説明を申し上げます。7月下旬から1月下旬まで、1月下旬につきましては、骨子案の協議等も入りますので、実質5回しか検討する時間はないんですけれども、当委員会の調査事項に「条例に関する事」というのがございますので、できましたら、9月の定例会までに、一通り調査事項についての説明を受けまして、その上で本県の防災対策推進条例に関する県当局との意見交換を行ったかどうかというふうに考えております。当条例につきましては、参考資料をつけておりますので御覧ください。この条例は、当県議会で議員発議で作り出した最初の条例でございます、運用自体は今、執行部のほうが行っておりますので、それを踏まえた上で意見交換をして、9月

の委員会で条例改正の必要性について、検討をしたかどうかというふうに考えております。そこで改正が必要というふうな判断がなされた場合は、その下以降に点線で囲まれておりますように、条例改正案の要綱案等を決定しまして、2月本会議で条例改正の上程をできたらというふうに考えているところでございます。以上でございます。

**○井本委員長** 今、事務局から説明がありましたけれども、調査があと新燃岳・風水害、それから消防団、あとほかに皆さん方、あれを聞きたいとかいうようなことがあれば、またそこに加えてもいいと思うのですが、それプラス、一応この中に条例の問題が入っていたもんですから、条例の改正まで、単に条例を検討する問題点だけで終わるというのじゃなくて、皆さん、やっぱり改正まで持ち込みたいと。いいですか、改正まで持ち込んで。

**○坂口委員** 多分流れの中で法改正があれば、連動して見直しにやいかん部分が出てくると思います。例えば公共機関とかボランティアとか、さっき言われた特定拠点施設ですか、これで列挙される部分が出てきたら、そちらも入れんならん。かなり強くなっていくと思うのですよ。だから、これ、日程的には取り上げていたほうが良いような気はするんですね。これでやることを前提に。なければ幸いと。

**○丸山副委員長** 私も、この防災対策推進条例をつくるにあたって、前回もこの特別委員会に入っていたんですが、これをつくったきっかけは、参考資料に書いてあるとおり、平成17年に起きた台風災害で、これを契機に条例全体のイメージがつくられております。このたび東日本震災も起きましたので、内容が大きく変わる可能性もあるということを思っているところです。

この条例は1から5章までありますけど、細かいことを含めて、今後、検討すべきじゃないかなと思ってますので、今回は少し前に、皆さんに見ておいていただいて、こういうこともあるんじゃないかという視点を、今後の委員会の中で発言していただければありがたいなと思って参考につけてもらったところです。また、9月の定例県議会中にこの条例改正に向けて、実際運用している県執行部から、今、この条例でどうなのかということを含めて提案いただいて、その後、条例を含めて内容の検討に入ったかどうかというふうに、委員長と話をしたところでした。

**○坂口委員** そうだろうと思うのですね。そして、最終的には理念条例だから、そんな大きく変えんならんとところは努力目標だからないけど、列挙している分が幾らかあるとは思うのですよ。地域列挙とか団体名列挙とか、そこらを触らんならん可能性はあるから、今言われるように目を通して、必要が出てきたときは、やるということをして、やれるという日程を組んでおけば、必要がなくなればまた。

**○井本委員長** できたら改正まで持ち込みたいけど、今言ったように、調査事項の関連もあるし、できたら改正まで持ち込みたいという流れでいいですか。できんかったらもうしょうがないと。

では、このような日程で行かせていただきますので、よろしく申し上げます。

それでは、ただいま協議していただきました内容を踏まえまして、次回委員会で執行部に特に説明を求めたい資料について、新燃岳・風水害対策関連が中心ですが、何か御要望がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○井本委員長 それでは、その他でございますが、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○井本委員長 それでは、次回の委員会は7月21日、午後10時から予定しております。本日の委員会はこれで終わりたいと思います。御苦労さまでした。

午後0時24分閉会